

「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（平成29年度版）」

を公表します

1. 趣旨

本市では平成25年12月に川崎市議会において制定された「川崎市自殺対策の推進に関する条例」（以下「条例」という。）第9条第1項に基づき、平成27年3月に自殺対策総合推進計画（以下「計画」という。）を策定し、自殺総合対策を推進しております。

条例第11条第1項に基づき、市における自殺の概要及び計画の進捗状況並びに目標の達成状況の評価について、川崎市自殺対策の推進に関する報告書としてとりまとめましたので公表します。

2. 「川崎市自殺対策の推進に関する報告書」の構成について

- 第1章 川崎市における自殺の概要
- 第2章 川崎市における自殺対策の基本的な枠組み
- 第3章 平成29年度の自殺対策の実施状況
- 第4章 平成29年度における目標の達成状況と評価
- 第5章 第1次川崎市自殺対策総合推進計画の総括

3. 公表方法

平成30年11月21日（水）から、川崎市ホームページに掲載いたします。

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/press/350/0000101934.html>

4. 報告書の特徴及び内容

- 1) 条例に基づき、議会への提出及び公表が定められています。また、外部の専門家を含む評価委員会や地域の関係団体、機関の意見をもとに作成をしています。
- 2) 自殺対策に係る取組の体系的な報告書として、計画の数値目標の達成状況のみならず、計画の進捗状況等について数値だけでは表せない側面からも評価を行っています。
- 3) 第1次計画期間中の自殺者数については、減少傾向を維持できています。
- 4) 庁内外の関係機関・団体が実施する多岐にわたる取組が報告されており、総合的な対策を実施しています。
- 5) 「全ての地域住民」を対象とした「地域包括ケアシステム」の構築に歩調を合わせながら取組を進めています。
- 6) 平成29年度が第1次計画の計画期間最終年度であったため、第1次計画の総括を作成しています。

問合せ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 神林
電話 044-200-2430
川崎市健康福祉局精神保健福祉センター 津田
電話 044-200-2511